

商事法における会計基準の受容（9）—フランス*

弥永 真生

1 会計規制委員会

（1）会計規制委員会の創設

会計規制改革及び不動産開示制度整備に関する1998年4月6日法律第98-261号により会計規制委員会（Comité de la réglementation comptable, CRC）が創設され、会計規制委員会には一般的及び業種別会計規定のすべてを設定する権限を与えられた¹。会計規制委員会が採択した会計規則は、経済担当大臣、司法大臣及び予算担当大臣の共同省令による承認を得たうえで官報において公告され（5条）、法的強制力を有することとされていた。すなわち、会計文書を作成すべき法的義務を負う自然人及び法人は、公法上の法人であって、公会計の規則に従うものを除き、すべて会計規制委員会の規則を遵守しなければならないこととされた²。もっとも、会計規制委員会は、国家会計審議会の勧告を検討して、または国家会計審議会の意見に従って、その規則を採択するものとされていた（3条）。

国家会計審議会の総会は意見書及び勧告書を依然として承認する機関であったが、会長、6人の副会長、経済担当大臣の代理人、予算担当大臣の代理人、司法大臣の代理人、証券取引委員会（後に金融監督機構）からの委員から成る緊急問題委員会（Comité de urgence）が設けられた。この委員会は、経済担当大臣または国家会計審議会の会長から提起された問題について3か月以内に意見を表明することが予定されていた。また、国家会計審議会の会長は常勤とされ、教育または国際的団

* 会計規制委員会創設以前の状況については、「フランス会社法における会計基準の地位—1998年会計規制委員会創設まで」奥島孝康先生古稀記念論文集（成文堂、近刊）において概観した。

1 会計規制委員会の創設については、たとえば、平松 [1998]、黒田=ラフィデナリヴ [1998] 及びドゥ・リュイテール [2000] 参照。

2 1999年11月22日法律第99-957号による改正後商法典L357-8条1項は、連結計算書類作成において採用することができる選択的な評価方法を会計規制委員会（改正前は、コンセイユ・データのデクレとされていた）が定めうるとしている。

体における職務を除き、兼業は認められないものされた (1996年8月26日デクレ第96-749号4条)³。

他方、会計規制委員会は、経済担当大臣またはその代理人が議長となり、15人から構成された。構成員は、予算担当大臣またはその代理人、国璽尚書・司法大臣またはその代理人、コンセイユ・デタの副院長によって指名されたコンセイユ・デタの構成員、会計院の院長によって指名された会計院の構成員、破棄院の院長によって指名された破棄院の構成員、破棄院検事総長、証券取引委員会の委員長 (後に金融監督機構の機構長) またはその代理人、国家会計審議会の会長、残りの7名は国家会計審議会の会長の提案に基づき、経済担当大臣が省令によって指名する、国家会計審議会からの専門家であった (1998年4月6日法律第98-261号2条)。専門家の中には、専門会計士協会の会長、会計監査役全国協会の会長またはその代理人、3名の企業代表及び2名の労働組合代表が含まれるものとされていた。会計規制委員会においては、国を代表する委員が過半数を占めていたから、国が黙示的な拒否権を持っていたと評価することが一応可能であり (Colasse and Standish [1998] p.21)、このことは、会計基準の民主主義的正統性、代表的正統性を裏付けていた。もっとも、それぞれの委員は同質的な集団を形成していなかったし、それぞれの出身母体は国家会計審議会が提出してきたものを修正するに十分な会計についての人的資源を有していなかった上、会計規制委員会の委員は国家会計審議会の委員でもあったため、すでに国家会計審議会において見解を述べていたという事情もあり、会計規制委員会における審議を国がコントロールすることは実際にはできなかったと評価されている (Hoarau [2009] pp.135-136)。

なお、この改革の結果、国家会計審議会の委員は1992年段階の103人から58人に減少し、会計専門家の代表が占める割合は大幅に減少し (36人 [34.9%] →12人 [20.7%])⁴、官公庁の代表も微減したが (28人 [27.2%] →13人 [22.4%])、作成者 (=企業) 代表が占める割合は大幅に増加した (7人 [6.8%] →19人 [32.7%]) (Colasse and Standish [1998])。

3 ただし、国家会計審議会に関する1996年8月26日デクレ第96-749号を改正する2007年3月13日デクレ第2007-336号 (Décret n° 2007-336 du 13 mars 2007 modifiant le décret n° 96-749 du 26 août 1996 relatif au Conseil national de la comptabilité) により、この兼業制限は削除された。

4 もっとも、とりわけ、ワーキング・グループには、大会計事務所からの委員が多く含まれていた。

（2）1999年プラン・コンターブルとその他の文書

1999年プラン・コンターブル・ジェネラルは、1999年4月29日に、会計規制委員会によって採択され（CRC規則第99-03号）、1999年6月22日省令によって承認され、すべての商工業企業及び年次計算書類の作成を法的に義務付けられている企業に適用されるものとされ⁵、国家会計審議会の総会の意見のうち、会計規制委員会の規則に織り込まれて、共同省令によって公布されたものは同様の法的拘束力を有することとされていた⁶。

他方、国家会計審議会の勧告（recommendation）に従うことは義務付けられず、国家会計審議会の総会以外の意見及び緊急問題委員会（Comité d'urgence）の意見は会計規制委員会に送付されず⁷、規範ではなく、解釈指針にすぎなかった（de Lauzainghein, Navarro et Nechelis [2004] p.19）⁸。

（3）レプチ報告書と第1段階の改革（2007年改革）

国家会計審議会の会長に任命されたレプチ（Lepetit）が、2007年4月6日に、経済・財政・産業大臣に提出した報告書（*Proposition de réforme du dispositif français de normalisation comptable*）（Lepetit [2007]）においては、IFRSの導入や国際的な基準をめぐる議論の深化を背景とする競争的環境の中での会計基準の変化は国家会計審議会と、より一般的には、フランスの会計規制の体系の根本的な改革の必要性をもたらしているとして、国家会計審議会は無償でなされる作業に基づく諮問機関としての段階から会計分野におけるすべてのステークホルダーを代表する、適切かつ十分な資源をもち、信頼性が認められるフルタイムの組織に変わり、省令による承認を経てフランスのすべての個別財務諸表に適用される国内会計規則を定め、上場会社の財務上の報告の基準である国際会計基準の発展に寄与し、その適用をモニターし、公会計と企業会計の基準化の過程における有用なシナジーを確保すること

5 適用対象となる企業の範囲について、日本語で紹介した文献としては、たとえば、野村 [2003] がある。

6 Assemblée nationale, 13^{ème} Législature, N° 1508, Rapport d'information, *Déposé en application de l'article 145 du Règlement par la Commission des finances, de l'économie générale et du plan relatif aux enjeux des nouvelles normes comptables* (présenté par Baert, D. et G. Yanno) <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rap-info/i1508.pdf>>, p.35, note 1.

7 *Ibid.*

8 もっとも、1998年改革前における国家会計審議会の意見と同様、「それに先立って設定された規則によって妨げられない限り、プラン・コンターブル・ジェネラルと同様に法源（source de droit）となる」と理解されていた（*See Burlaud [1998] n° 35*）。

が必要であると指摘された。そして、新たな会計基準機構は、会計問題について戦略的な視点を有することができる総会、審議機関及び決定機関を持つべきであるとされ、会計基準機構は、企業会計、国際会計及び公会計の3つの領域で活動すべきであると指摘された。会計基準機構の創設は、現在、複雑かつ不適切になっているフランスの会計規制の体系の再構築を伴わなければならないとも論じられた。すなわち、現在の時点では会計規制委員会と国家会計審議会という2つの構成要素に分かれており、法律、デクレ及び省令という3つの法令のレベルで規制されているため、基準の混乱を招いているとし、改革は包括的に行われなければならないとされた。そして、そして、新たな会計基準機構は財務諸表の表示及びその内容の定義に関する規制の整合性を確保し、公会計基準委員会と協働すべきであるとされた。その上で、改革は2段階でなされるべきであり、第1段階は直ちにデクレによって、国家会計審議会を刷新し、第2段階は、年末までに、立法によって会計基準機構を創設することであるとされた。

これをうけて、国家会計審議会に関する2007年4月27日デクレ第2007-629号（Décret n° 2007-629 du 27 avril 2007 relatif au Conseil national de la comptabilité）は、国家会計審議会の構成を大幅に変更した。すなわち、総会（collège）、特別委員会及び諮問委員会と事務局が設けられ⁹、総会は、16名の委員、すなわち、コンセイユ・デタの副院長によって指名されるコンセイユ・デタの公務員1名、破棄院の院長によって指名される破棄院の判事1名、会計院の院長によって指名される上席判事1名、金融監督機構の長官によって指名される金融監督機構の代表1名、銀行委員会の委員長によって指名される銀行委員会の代表1名、保険・共済監督庁の委員長によって指名される保険・共済監督委員会の代表1名¹⁰、企業及び会計専門家の代表との協議を経て経済担当大臣が、その経済及び会計の学識経験に基づいて、指名する委員9名（うち1人は国家会計審議会の会長）及び労働組合との協議を経て、経済担当大臣が指名する労働組合団体の代表1名から成るものとされた（3条2項）。この委員のほかに、大蔵・経済政策局長またはその代理人は、政府委員としてオブザーバーとして出席できるものとされ、政府委員は3日以内に再度の議決を求めることができるものとされた（3条3項）。また、公的財政局長（税務

9 これは、Lepetit [2007] p.6における提案に従ったものである。

10 ただし、Ordonnance n° 2010-76 du 21 janvier 2010 portant fusion des autorités d'agrément et de contrôle de la banque et de l'assuranceによって、銀行委員会及び保険・共済監督委員会などは、金融健全性規制監督機構に統合された。

当局)の代理人もオブザーバーとして出席でき、会議の目的に国の機関に関するものが含まれる場合には、当該行政庁の代理人は、その会議にオブザーバーとして出席することができる。また、国家会計審議会の会長または事務局長は、参加を求めることが有用であると考えられる者をオブザーバーとして招待することができるものとされた(6条)。決議要件は出席委員の過半数であるが、賛否同数の場合には、議長が決するものとされていた(5条第1文)。

会長の任期は6年とされ、他の委員の任期は3年とされ、再任には制限がなかった¹¹。そして、会長及び総会の委員の報酬は経済担当大臣のデクレで定めるものとされていた(3条4項)。

国際会計基準委員会(*commission des normes comptables internationales*)と企業会計基準委員会(*commission des normes comptables privées*)を設けることとされ(3条6項7項)¹²、総会は、必要な場合には、その他の専門家委員会を設けることができるものとされていた(3条5項)。また、総会の議長の意見を聴いた上で、経済担当大臣が任命する、経済及び社会の各分野を代表する25名(うち2名は労働組合の代表)の委員から成る諮問委員会も設置され、委員の任期は3年で再任可能とされていた(3条8項)。諮問委員会は、活動報告と年度計画が提出され、諮問委員会はそれについて意見を述べることができ、総会の委員は諮問委員会に出席することができるものとされていた。

2 会計基準機構

(1) 国家会計審議会から会計基準機構への転換

1でみたように、会計規制委員会の創設後は、国家会計審議会が会計基準を作成し、国家会計審議会が作成した会計基準がフランスの法体系と整合的であるかどうか検討し、強制力のある規則とするか否かを会計規制委員会が決定するという形で、フランスにおける会計基準設定は行われてきたが、このような会計基準設定の制度的枠組みは、複雑で変化の激しい環境には適合しないという認識に基づき、財務諸表の表示とその内容に関する規則を作成する権限を1つの組織に集約すること

11 総会の委員または特別委員会の委員の補欠について規定が置かれなかったのは、個人に注目して任命がなされることと同僚性に基づくものと評価されていた(Hoarau [2009] p.139)。

12 これは、Lepetit [2007] pp.6-7における提案に従ったものである。

が望ましいと考えられるに至った¹³。また、EU域内において、上場会社の連結財務諸表について国際財務報告基準（国際会計基準）の適用が強制され、フランスの上場会社も国際財務報告基準に従って連結財務諸表を作成しなければならないとされていることを背景として、国際財務報告基準の設定・改訂に貢献し、フランスにおけるその適用の状況と問題点の把握などを行う必要があると認識されるようになった。そこで、国家会計審議会を改革し、会計基準機構（Autorité des Normes Comptables: ANC）が創設された。

すなわち、レプチ報告書に基づく第2段階の改革として、フランスの金融市場をより魅力的なものとするという観点から制定された、経済の現代化に関する2008年8月4日法律第2008-776号（Loi n° 2008-776 du 4 août 2008 de modernisation de l'économie）の152条は、政府に対して、金融市場に関する法的枠組みを現代化するために必要な手段をオルドナンスによって講じる権限を与えたが、それには、国家会計審議会を改革し、企業会計基準（normes comptabilité privée）を設定する新たな行政庁（autorité）を創設することが含まれていた（1°, a)）。これをうけて、2009年1月22日オルドナンス第2009-79号（Ordonnance n° 2009-79 du 22 janvier 2009 créant l'Autorité des normes comptables, JO 23 janv. 2009）¹⁴、会計基準機構に関する2010年1月15日デクレ第2010-56号（Décret n° 2010-56 du 15 janvier 2010 relatif à l'Autorité des normes comptables）及び¹⁵（2010年1月15日デクレ第2010-56号10条の規定¹⁵に基づき）会計基準機構の内部規則の承認に関する2010年3月11日省令（Arrêté du 11 mars 2010 portant homologation du règlement intérieur de l'Autorité des normes comptables）（この省令によって承認された内部規則を、以下、会計基準機構内部規則という）が定められた。

13 会計規制委員会は、会計のルールを迅速に制定改廃することに貢献したが、省令よりも高い序列にある法律やデクレで定められたルールを変更することはできなかったし、複数のレベルの会計ルールの間に重複が少なからず、存在し、これが法的不確実性と混乱を生じさせているとレプチ報告書は指摘していた（Lepetit [2007] pp.7-8）。

14 このオルドナンスに付された報告書（Rapport au Président de la République relatif à l'ordonnance n° 2009-79 du 22 janvier 2009 créant l'Autorité des normes comptables）においては、この改革は、会計規制の設定プロセスに国家会計審議会と会計規制委員会という2つの異なる組織が関与するという仕組みを簡略化するものであると同時に、国際的な会計基準設定プロセスにフランスが参加していくための機関を創設するという面を有しているとされていた。

15 総会は内部規則を定め、経済担当大臣の省令による承認を得たうえで、官報に公告することができる。

まず、2009年1月22日オルドナンス第2009-79号の1条は、会計基準機構の任務として、規則（règlement）の形式で、企業会計基準に適合した会計書類を作成する法的義務が課される自然人（個人）または法人が準拠しなければならない一般会計及び業種別会計規定を作成すること、そのような義務が課される自然人または法人に適用される、国家当局によって作成される、会計上の諸措置を含むすべての法律ないし規則の条項について意見を述べること、国際会計基準の作成手続きの一環として、自ら、または経済担当大臣の要請により、意見及び見解を表明すること、及び、会計についてなされる理論研究や方法論研究の統合や総合に留意し、とりわけ、研究や勧告の形で、これらの領域におけるあらゆる措置を提案することを挙げている。

2条1項は、会計基準機構の構成を規定しているが、基本的には、2007年改革後の国家会計審議会の構成を踏襲し、総会（collège）、特別委員会及び諮問委員会から成るものとされている。会計基準機構の任務は総会¹⁶によって遂行されるのが原則であるが、一般会計及び業種別会計の規定を作成することを除き、任務の遂行を、特別委員会に委任することができるものとされている（2010年1月15日デクレ第2010-56号2条）。

総会は、その経済及び会計の学識経験に基づいて、デクレによって任命される議長、conseiller d'Etatによって指名されるconseiller d'Etatの上位公務員（conseiller d'Etat）1名、破棄院の院長によって指名される破棄院の判事1名、会計院の院長によって指名される首席判事1名、金融監督機構の長官によって指名される金融監督機構の代表1名、銀行委員会の委員長によって指名される銀行委員会の代表1名、保険・共済監督庁の委員長によって指名される保険・共済監督委員会の代表1名¹⁷、企業及び会計専門家の代表との協議を経て経済担当大臣が、その経済及び会計の学識経験に基づいて、指名する委員8名及び労働組合との協議を経て、経済担当大臣が指名する労働組合団体の代表1名の16名の委員から成るものとされている。議長の任期は6年とされ、1回のみ再任可能であるが、他の委員の任期は3年で再任には制限がない。そして、議長、総会及び委員会の委員の報酬はデクレで定めるものとされている（2009年1月22日オルドナンス第2009-79号2条2

16 総会の任務は、会計基準機構内部規則1条で詳細に定めている。

17 ただし、Ordonnance n° 2010-76 du 21 janvier 2010 portant fusion des autorités d'agrément et de contrôle de la banque et de l'assuranceによって、銀行委員会及び保険・共済監督委員会などは、金融健全性規制監督機構に統合された。

項）。なお、議長以外の総会の委員、特別委員会の委員または諮問委員会の委員が死亡し、辞任しあるいは選任の基礎となる資格を失ったときは、同じ条件で、残任期間について他の者が選任される（2010年1月15日デクレ第2010-56号5条）。

2009年1月22日オールドナンス第2009-79号3条2項は、総会の定足数及び決議要件を定めており¹⁸、定足数は原則として10名以上であるが、定足数をみだせなかった場合には、8日以内に、定足数の制約なしに会議を開催できるとされ、決議要件は出席委員の過半数であるが、賛否同数の場合には、議長が決するものとされている。ただし、議長、総会または特別委員会が緊急性を認めた場合には、電磁的方法による場合を含め、書面による議決をすることができる（2010年1月15日デクレ第2010-56号3条）。

なお、政府委員として、大蔵・経済政策局長またはその代理人は、総会、特別委員会、諮問委員会その他の会議にオブザーバーとして出席することができ、5日前までに（2010年1月15日デクレ第2010-56号7条）、総会において再考することを求めることができるものとされている（2009年1月22日オールドナンス第2009-79号3条3項）。また、公的財政局長（税務当局）の代理人は、会計基準機構の会議にオブザーバーとして出席することができ、会議の目的に国の機関に関するものが含まれる場合には、当該行政庁の代理人は、その会議にオブザーバーとして出席することができる。また、総会の議長または特別委員会の委員長あるいは会計基準機構の事務局長は、参加を求めることが有用であると考えられる者をオブザーバーとして招待することができる（2010年1月15日デクレ第2010-56号6条）。

特別委員会としては、デクレでは、国際会計基準委員会（*commission des normes comptables internationales*）と企業会計基準委員会（*commission des normes comptables privées*）との2つが定められているが（2010年1月15日デクレ第2010-56号1条第1文）、総会は、期限と目的を定めて、他の専門家委員会を設置することができる（2010年1月15日デクレ第2010-56号1条第2文）。企業会計基準委員会は、総会に提出される前に会計基準案または研究や勧告の案を検討し¹⁹、国際会計基準委員会は、国際会計基準の作成について意見を提出し、ポジション・ペーパー

18 総会の招集、日程の設定、議題・議案の提出などの議事手続き及び議事録（インターネットで公開など）については、会計基準機構内部規則の2条で詳細に定めている。

19 規則、意見、ポジション、研究または勧告の案は、事務局長の指揮の下で作成される。総会の議長または政府委員が緊急性を認める場合には、案は3カ月以内に総会に提出されなければならない（2010年1月15日デクレ第2010-56号8条）。

を公表することを任務とする。これらの委員会は、いずれも、総会によって指名された委員長、副委員長及び7名の委員から成るものとされており（2010年1月15日デクレ第2010-56号1条第3文）、委員長及び副委員長は総会の委員から指名される²⁰。委員会の定足数は、委員長または副委員長を含む6名以上の委員の出席とされている（2010年1月15日デクレ第2010-56号1条第4文）²¹。

他方、諮問委員会は、2人の労働組合代表者を含む、経済または社会の各分野を代表する25名の委員から成り、委員は、総会の議長の意見を聴いた後、経済担当大臣が、3年の任期（再任可能）で任命する。諮問委員会は、1年に少なくとも1回開催され、活動報告と年度計画が提出され、諮問委員会はそれについて意見を述べることができる²²。総会の委員は諮問委員会に出席することができ、総会の議長が諮問委員会の議長を務める（2010年1月15日デクレ第2010-56号4条）。

ワーキング・グループを設置することもでき、会計基準機構内部規則の5条が詳細を定めている。

会計基準機構の事務局長は、総会の議長の意見を聴いた上で、経済担当大臣の省令によって任命される。会計基準機構の業務については、事務局長の提案に基づいて、総会が決定する。その任務を遂行するために、会計基準機構は、報告官（rapporteur）の支援を受け、必要な場合には、臨時的な被用者または管理を行わない被用者の助けを受けることもできる（2010年1月15日デクレ第2010-56号9条）。

会計基準機構が採択した規則は、国庫尚書、司法大臣及び予算担当大臣の意見を聴いた上で、省令の形式での経済担当大臣の承認後、官報において公告される（2009年1月22日オルドナンス第2009-79号4条）。

会計基準機構の総会の委員の過半数及び議長は国によって任命されることとされ、また、政府委員がオブザーバーとして参加することとされ、再議決を求められることができることとされていること、ならびに、規則について、国庫尚書、司法大臣及び

20 総会の委員のうち、金融監督機構からの委員、金融健全性規制監督機構からの委員及び政府委員は、両方の委員会の委員となる（会計基準機構内部規則4条）。

21 総会の委員は専門委員会の委員でなくとも、オブザーバーとして出席することができ、また、専門委員会の議長は、必要に応じて、諮問委員会の委員にオブザーバーとして出席することを認めることができる（会計基準機構内部規則4条）。決議要件（単純多数決）、招集手続きその他議事手続きに関する事項については、会計基準機構内部規則4条で詳細に定めている。

22 諮問委員会の招集、日程（3月に活動報告、10月に年度計画が提出される）、定足数（15人以上）など議事手続き及び議事録（インターネットで公開など）については、会計基準機構内部規則の3条で詳細に定めている。

予算担当大臣の意見の聴取と経済担当大臣による承認が必要とされていることは、いずれも、政治的（民主主義的）正統性を確保するという観点から説明することができる（Hoarau [2009] p.145; Colasse and Pochet [2009] pp.34-36. *See also* Colasse [2005]）。

なお、オルドナンス第2009-79号の5条による改正後商法典L.123-15条の第3文は、「資本（*capitaux propres*）を構成する項目はデクレによって定める。貸借対照表及び損益計算書の項目の分類ならびに附属明細書に含められるべき記載事項は、会計基準機構の規則によって定める」と定め、同L.123-16条は、計算書類を簡略化された様式で作成することが認められる要件も会計基準機構の規則によって定めるものとしている。また、同L.123-27条は、任意にまたは法律上、簡易課税システムの適用を受ける自然人は、会計基準機構の規則によって定められた方法に従って、棚卸資産及び仕掛品について簡便法を適用することができると、同L.233-20条の第3文は、「連結計算書類は会計基準機構の規則によって定められた様式に従って、作成され、公告されなければならない。当該規則は、とりわけ、貸借対照表及び損益計算書の項目の分類ならびに附属明細書に含められるべき記載事項を定める」と、それぞれ規定している。

（2）会計基準機構と独立行政機関

1）金融監督機構

会計基準機構と類似した名称が付されている金融監督機構（*Autorité des marchés financiers*, AMF）は、独立行政機関として、法人格を有する独立公的機関（*autorité publique indépendante*）²³と位置づけられている（通貨・金融法典L.621-1条）。なお、金融監督機構は、金融安全法（*Loi n° 2003-706 du 1^{er} août 2003 de sécurité financière*）²⁴により、投資商品の安全性確保、投資家に対する情報提供及び市場の安定維持など、証券市場につき監督を行う独立行政機関（*autorité administrative indépendante*）であった証券取引委員会（*Commission des opérations de bourse*）、市場運営の一般原則の策定や投資サービス会社に対する規制など、主として証券市場関係業者への規制や監視を任務とする民法上の社团であった金融市場評議会（*Conseil des marchés financiers*）、及び、投資信託（*OPCVM*）など資産管理業に対する制裁機能を有する財務管理規律評議会（*Conseil de discipline de la gestion financière*）という3つの組織を統合するものとして、創設されたものである。

2) 問題の所在

レプチ報告書において、会計基準機構は独立行政機関の1つとして想定されていたのではないかとと思われるが²⁵、会計基準機構は、根拠法上、明示的には、独立行政機関とは定められておらず、独立公的機関でもない。

3) 独立行政機関の意義

フランスにおいて、法令上、独立行政機関として認知された最初のものは、情報技術及び自由に関する全国委員会（Commission nationale de l'informatique et des libertés）²⁶である。もともと、コンセイユ・デタの2001年報告書（Pochard [2001] p.287）では、独立行政機関という名称は一種の偶然によるもので、公法人や地方公共団体などと並立する、新しい法的主カテゴリーを創設する意図はなかったと指摘されている²⁷。

コンセイユ・デタ2001年報告書においては、独立行政機関と性格づけられるための要件が、権限（l'autorité）、独立性（l'indépendance）及び行政的性格（la nature administrative）という3つの要素に分けて論じられている²⁸。

23 独立公的機関とは、契約当事者適格を有する法人格を与えられた独立行政機関で、会計監査役高等評議会（Haut conseil du commissariat au comptes）（商法典 L.821-1条）、フランス反ドーピング機関（Agence française de lutte contre le dopage）（反ドーピング及び競技者の健康の保護に関する2006年4月5日法律第2006-405号2条；スポーツ法典 L.232-5条）、保健高等機構（Haute autorité de santé）（健康保険に関する2004年8月13日法律第2004-810号；社会保障法典 L.161-37条）、インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機構（Haute autorité pour la diffusion des œuvres et la protection des droits sur internet）（インターネットにおける創作物の頒布及び保護を促進する2009年6月12日法律第2009-669号5条；知的財産法典 L.331-12条）、鉄道活動規制機構（Autorité de régulation des activités ferroviaires）（鉄道運送の組織及び規制ならびに運送に関する諸規定に関する2009年12月8日法律第2009-1503号11条）などがある（http://www.legifrance.gouv.fr/html/sites/sites_autorites.htm）。なお、金融健全性規制監督機構（Autorité de contrôle prudentiel）の前身である保険共済監督機構（Autorité de contrôle des assurances et des mutuelles）も独立公的機関であったが、金融健全性規制監督機構は法人格を持たない。

24 金融安全法の詳細については、たとえば、奥山 [2004] 及び白石 [2004] など参照。

25 See La réforme des institutions comptables: première étape, *Revue fiduciaire comptable*, n° 340, 2007 <http://rfcomptable.grouperf.com/article/0340/ms/rfcompsms0340_5009452.html>.

26 Loi n° 78-19 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés.

27 独立行政機関というカテゴリーを含める修正は、情報技術及び自由に関する法案の6条について、上院の法律委員会を代表して、Thyraudによって提案された（*Rapport de M. Jacques Thyraud, au nom de la commission des lois, n° 72 (1977-1978)*）。このように、上院は、情報技術及び自由に関する全国委員会を独立行政機関と性格づけたが、国民議会は、情報技術及び自由に関する全国委員会を司法省の部局組織とすることを提案していた。

28 See also Gélard [2006] pp.31-32.

第1に、独立行政機関の性質を有しているとされるためには、原則として、公権力としての強制力を伴う決定権限を法律上有していることが必要であり、単なる諮問的機関は独立行政機関とはいえないという見解が示されている（Chapus [1999] n° 296; Pochard [2001] p.289）。もっとも、事実上の影響力を有する権限のみの行使を行なう機関も、コンセイユ・デタ2001年報告書では、独立行政機関に分類される場合があることとされているし²⁹、法令上、独立行政機関と明定されているものの中には、公権力としての強制力を伴う決定権限を有しないものもある（保安通信傍受コントロール国家委員会 [Commission nationale de contrôle des interceptions de sécurité]；大学評価全国委員会 [Conseil national d'évaluation des universités] など）。

第2に、独立性が要件とされるが、独立性としては、統治機構的独立性（l'indépendance organique）と機能的独立性（l'indépendance fonctionnelle）が想定され、また、政治権力及び規制対象専門家セクターからの独立性が問題とされるが（Pochard [2001] pp.290-291）、とりわけ、執行権からの独立を意味し、これは、当該機関が政府からの命令や指令をうけないという点で、ピラミッド階層に属さず、権限の委任もないことをいうと理解されている（Pochard [2001] p.291）。もっとも、コンセイユ・デタは、独立行政機関の独立性は、その決定に対する政府の拒否権がないということの意味するにとどまり、国家の独立行政機関に対する一定の権力行使を妨げるものではないとしている（Pochard [2001] p.293）。

コンセイユ・デタは、統治機構的独立性の観点からは、当該機関の合議制（collégialité）及び合議制構成員の地位が重要であると指摘している。合議制の効用として、多様な独立行政機関の構成員の任命機関が有する影響力のバランスを図ること及び構成員による集団的な審議による客観性が挙げられている。また、その構成員は罷免されないことを通じて³⁰、構成員の身分保障を図ることを通じて独立性を確保することが独立行政機関の必須の特徴であるとコンセイユ・デタは解している。他方、任期の長短や再任不可能性は必ずしも独立性の決定的要素は解されていない。

機能的独立性ないし自律性（autonomie）を担保するという観点からは、財政的

29 これは、法律上の強制力を伴わない場合であっても、違反事実の公表などが、法的強制力を有する場合と変わりがない事実上の効果がある場合があるからである（Vedel et Delvolle [1990] p.448; Pochard [2001] p.290）。

な独立性が問題となり、予算措置以外の固有の収入があることが機能的独立性を支える重要なファクターとなりうるが、コンセイユ・デタは、裁判所の収入は予算措置によるものであるが、それが裁判官の独立性を妨げるものとは考えられていないことを根拠として、予算措置以外の固有の収入があることが独立行政機関としての性格を有するための不可欠な規準ではないと解している（Pochard [2001] p.292）³¹。また、憲法院も、視聴覚高等評議会の予算措置を首相の採用に委ねることは、その独立性に影響を与えるという主張を退けた（Décision n° 88-248 DC du 17 janvier 1989, JORF du 18 janvier 1989, page 754）。コンセイユ・デタ2001年報告書においては、人的資源・スタッフの独立性が機能的独立性を確保するという観点から重要視されているが、独立行政機関が、法令に基づいて、検査や調査を行なうにあたって、行政機関の職員や外部の専門家に委託することは禁止されていないと指摘されている（Pochard [2001] p.292）。

第3に、コンセイユ・デタ2001年報告書は、独立行政機関が行政的性格を有するということは、今日においては異論のない要素であるとし（Pochard [2001] p.293）、独立行政機関は、中央行政のピラミッド階層には属さないが、国家の外に位置するものではなく、その活動は国家の名においてなされ、国家のためになされ、独立行政機関の活動によって損害が生じた場合には、行政裁判所または民事裁判所において、その責任が追及されると指摘する（Pochard [2001] p.293）。

2001年コンセイユ・デタ報告書においては、法令または判例³²によって独立行政機関とされているものとして13、独立行政機関が有するべき上記の性質に照らして、独立行政機関にあたるものとして17、疑義はあるが独立行政機関にあたるものとして4、合計34の組織が独立行政機関にあたりとされた。法令には明示の規定はないが、その性質に照らして、独立行政機関とされた根拠あるいは疑義はあるが独立行政機関にあたりと解された根拠としては、その権限とその構成が挙げられているものが多い（表参照）。

30 公正取引委員会の委員長に関して、立法者が定める任期は、委員長の独立性と権威を保障するものであるとして、出身母体における年齢制限規定を、明文の規定なしに適用することはできないとするコンセイユ・デタの判断がなされている。Conseil d'État, Assemblée, 7 juillet 1989, *Ordonneau, Rec.*, p.161.

31 もっとも、圧力の疑いを回避するために、独立行政機関の予算決定の要件を整備することは、残された課題であると指摘していたし（Pochard [2001] p.292）、Gélar [2006] p.102においても、独立行政機関に対する圧力の疑念が生じないような制度の実現を図ることは不可欠であると指摘されていた。

	権限	構成 (独立性)	2005年予算及び国家改革大臣返答
農業所得中央常設委員会	○		コンセイユ・データの解釈を踏襲
出版社・通信社委員会	○	○	コンセイユ・データの解釈を踏襲
フランス通信社上級評議会	○	○	コンセイユ・データの解釈を踏襲
共和国大統領選挙運動監督 全国委員会		○	コンセイユ・データの解釈を踏襲
世論調査委員会	○	○	コンセイユ・データの解釈を踏襲
租税犯罪委員会	○	○	コンセイユ・データの解釈を踏襲
中央評価局		○	コンセイユ・データの解釈を踏襲
映画オンブズマン	○		コンセイユ・データの解釈を踏襲
銀行委員会	○	○	コンセイユ・データの解釈を踏襲（ただし、現在 では、合併により、法令により独立行政機関と されている金融健全性規制監督機構となっている）
信用機関及び投資会社委員会	○	○	コンセイユ・データの解釈を踏襲
参加及び譲渡委員会		○	コンセイユ・データの解釈を踏襲
公正取引委員会	○	○	コンセイユ・データの解釈を踏襲
保険監督委員会		○	保険会社・相互保険組織・医療互助保障機関監督 機構として、2003年8月1日法律第2003-706号 (金融安全法) 30条による改正後保険法典 L.310-12条により、明文で独立行政機関と規定 (ただし、現在では、合併により、法令により 独立行政機関とされている金融健全性規制監督 機構となっている)
共済保険監督委員会			
商業施設全国委員会	○	○	コンセイユ・データの解釈を踏襲
財務管理規律評議会	○	○	合併により、金融監督機構（法令により独立行政 機関とされている）となった
電力規制委員会	○	○	コンセイユ・データの解釈を踏襲（ただし、エネ ルギー規制委員会となっている）
行政文書公開委員会	△	○	行政文書へのアクセスの自由及び公開情報の再 利用に関する2005年6月6日オールドナンス第 2005-650号の10条により、明文で独立行政機関 と規定
消費者安全委員会	△	○	コンセイユ・データの解釈を踏襲
政治の財務的透明性委員会	△	○	コンセイユ・データの解釈を踏襲
金融市場委員会	○	○	合併により、金融監督機構（法令により独立行政 機関とされている）となった

行政文書公開委員会が独立行政機関であるか否かについて疑念があるとされたのは、拘束力のある決定権限を有さず、意見を表明する権限しか有しないという理由に基づくものであったが、行政の透明性についての権利行使については、この委員会の判断を経なければならないことに注目して、独立行政機関にあたと解釈された。消費者安全委員会は、調査権限とその意見の公表権を有していることに、政治の財務的透明性委員会は、欠陥を公表し、行為者が不適格性であるとの宣言につながる手続きの端緒を与えることに、それぞれ、注目して、独立行政機関にあたとコンセイユ・デタは判断した。他方、金融市場委員会（Conseil des marchés financier）を、パリ控訴裁判所が私的組織（*organisme privé*）であると性格づけたことから³³、行政組織であるか否かが問題となったが、コンセイユ・デタは行政組織であると性格づけ³⁴、独立行政機関にあたと解していた（Pochard [2001] p.305）。

他方、2001年コンセイユ・デタ報告書において、独立行政機関であるとの結論が示されなかったものとしては、生命・保健科学のための国家倫理諮問委員会（Comité consultatif national d'éthique pour les sciences de la vie et de la santé）などがあり、それらの組織は、純然たる助言、研究または考察を行うもので、行政上の意思決定過程に介入しないことが根拠とされていた（Pochard [2001] p.306）。また、不公正条項委員会（Commission des clauses abusives）は、純然たる諮問機関で、その意見は、大臣を拘束せず、この委員会への付託は任意であって、その意見の公表は消費担当大臣が決定することとされており、政府から真に独立していると

32 判例によって、独立行政機関にあたとされたものとしては、共和国オンブズマン（*Médiateur de la République*）（Arrêt du Conseil d'État, Assemblée, 10 juillet 1981, *Retail*, Rec., p.303. 後に、1989年1月13日法律第89-18号による改正により、1973年1月3日法律73-6号の1条が明示的に、独立機関である旨を定めるに至った）、視聴覚通信高等機構（*Haute autorité de la communication audiovisuelle*）（Conseil constitutionnel, Décision n° 84-173 DC du 26 juillet 1984, Rec., p.63）、選挙運動監視及び政治資金に関する委員会（*Commission de contrôle des campagnes électorales et des financements politiques*）（Conseil constitutionnel, Décision n° 91-1141/1142/1143/1144 DC, «A.N. Paris (13^{ème} circ.)» du 31 juillet 1991, Rec., p.114. 後に、選挙に関する行政の簡略化に関する2003年12月8日オールドナンス2003-1165号7条による改正後選挙法52-14条が、明示的に独立行政機関である旨を定めるに至った）及びテレコミュニケーション規制機構（*Autorité de régulation des télécommunications*）（Conseil constitutionnel, Décision n° 96-378 DC du 23 juillet 1996, Rec., p.99）がある。

33 Cour d'appel de Paris, Chambre économique et financière, Décision, 11 juin 1997, *Revue de droit bancaire et de bourse*, 1997, p.167.

34 Conseil D'État, Assemblée, 3 décembre 1999, *Didier*, n° 207434, p.399.

はいえないことを根拠として、独立行政機関ではないとされた（Pochard [2001] p.306）。同様に、銀行金融規制委員会（Comite de la réglementation bancaire et financière）や会計規制委員会は、その開発した規則は大臣によって承認されることから、政府から真に独立しているとはいえないことを根拠として、独立行政機関ではないとされた（Pochard [2001] p.306）。

その後、国民議会第12会期に、*Deprez Léonce* 議員が独立行政機関の公的なリストを示すように求めたのに対し（JORF du 24 mai 2005, page 5224）、予算及び国家改革大臣は、2001年コンセイユ・デタ報告書に言及しつつ、独立行政機関は、地方公共団体、公法人、公益団体（groupements d'intérêt public）のような行政組織と区別されるものであるが、独立行政機関の概念は憲法または法律に定められた法的なカテゴリーではないと指摘し、あるものは、その設立根拠法によって明示的に独立行政機関と定められ、他のものは、判例上、ケース・バイ・ケースで独立行政機関という性格を与えられ、また、他のものは、その組織の行政的性質、とりわけ、理事会の構成員の地位の十分な独立性の保障の存在、単なる諮問的役割を超えて行使される真の権限という規準に照らして、学説上、独立行政機関と「認められている（sont «reconnues»）」と返答した。そして、このような理由で、独立行政機関の「公式な」リストを示すことはできないとしつつも³⁵、2001年コンセイユ・デタ報告書に示されたリストに、その後の組織変更や法令において独立行政機関であることが明示されたことを踏まえて修正を加えて、独立行政機関にあたるものとして、35の組織を挙げた（JORF du 4 octobre 2005, page 9173）。

4）独立公的機関の意義

独立公的機関については、議会立法評価局（Office Parlementaire d'évaluation de la législation）の2006年報告書においては、勧告4として、「評価局は、憲法34条またはこの規定を補完する組織法において、法律が、法人格を有する独立公的機関及び独立行政機関の創設と一般的組織に関する規則を定める旨を明確化することを提案する」とされている（Gélard [2006] p.63）³⁶。独立行政機関から独立公的機関への移行は、当該組織の独立性の強化の保障という点にあると指摘されており（Gélard [2006] p.64）、法人格の付与には、訴訟における当事者適格³⁷、財務的自律

35 学説上も、独立行政機関の統一的概念を定立することは不可能であるという指摘がある（e.g. Sabourin [1983] p.292）。

性などのメリットがあると指摘されている。もっとも、財務的自律性の点では、独立公的機関であっても、必要な収入のすべてを賦課金・負担金などの形で調達できない場合は十分に想定され、その予算収入のほとんどが国からの補助金であるケースもあり（Gélard [2006] pp.66-68）、自己の資源を有することは独立性の絶対的な条件ではない（Gélard [2006] p.69）。また、財政法に関する2001年8月1日組織法第2001-692号（LOLF）が独立行政機関を明示的には念頭においていないことに鑑みると³⁶、法人格の付与は、独立行政機関の自律性を強化することになる可能性がある（Gélard [2006] p.68）。他方、法人格の付与は、独立公的機関がその行為について完全に責任を負い、任務の遂行上の過誤について損害賠償責任を負うことになる³⁹。

以上に加えて、法人格の象徴的な力にも重要性が認められる。*Frison-Roche* は、このような法人格を独立行政機関に与えることは、そのような独立行政機関が現実的に独立性を有するために、技術的には必ずしも必要ではなく、法人格を与える技術的緊急性も高くはないが、独立行政機関が最大限可能な独立性を有することを支持

36 独立行政機関の大部分の特徴は、立法によって定められているが、憲法34条3項が、立法権は公法人のカテゴリーの創設に関する規則を定めると規定していても、独立行政機関の創設が立法権にのみ属するとする規定はなく（Gélard [2006] p.62）、*Frison-Roche* [2006a] は、立法権が排他的に独立行政機関の創設を規定できるのは、その独立行政機関の任務が、憲法34条が定める法律事項に属するものであり、その独立行政機関が憲法21条が政府の活動を指示するために首相に与えている規制権限の委任を必要とし、罪刑法定主義に反しないような法律の規定を伴って、その機関に制裁の権限が与えられている場合に限るとしている（1.1.15 et 1.1.16）。そして、2006年議会立法評価局報告書は、議会だけが、行政権のピラミッド構造的コントロールに服さない独立行政機関を創設することによって、責任内閣制の例外を定めることができ、憲法違反の問題が生じないように、独立行政機関の創設は法律事項に含まれる旨を憲法またはそれを補完する組織法に含めることが論理的であり、かつ、望ましいと主張する（Gélard [2006] p.62）。

37 もっとも、いくつかの独立行政機関、たとえば、公正取引委員会には、法人ではないにもかかわらず、当事者適格が、法律によって与えられているため（*Frison-Roche* [2006a] 4.1.3）、この点での法人格付与のメリットは大きくないと指摘されている（Gélard [2006] p.66）。

38 LOLFの下で、国家予算は、予算の用途や使用目的等が明確になるよう、大枠となる国の政策領域に係る歳出項目（mission）ごとに提示され、省庁別の事業区分（programme）、それを実践するための活動事項（action）がそれぞれ設定されるが、LOLFの36条は、国に割り当てられた資源の全部または一部の、国以外の法人に対する配分は予算法に基づかなければならないと規定している。

39 保険会社・相互保険組織・医療互助保障機関監督機構について、Conseil d'État, Assemblée générale, Avis n° 371.558, 8 septembre 2005, in: Conseil d'État, *Rapport public* 2006, Études et documents, n° 57, La Documentation française, p.211参照。また、*Frison-Roche* [2006b] も参照。

するという政治的意思を立法者が説明しようとするのであれば、象徴的な緊急性 (*urgence symbolique*) はありうると指摘しているし (Frison-Roche [2006a] 4.1.6.3)、*Frison-Roche* の質問に対して、金融監督機構は、「法人格の問題は時には運営上の次元より象徴的な次元の印象を与える」と指摘している (Frison-Roche [2006a] 4.1.5, note 2)。

そして、2006年議会立法評価局報告書は、勧告5として、法人格を有する独立公的機関の発展は、その活動が税または賦課金の徴収を伴う場合に限られるべきであり、独立公的機関の創設にあたっては、その利点と欠点を十分に評価すべきであるとし (Gélard [2006] p.10)、同72頁の勧告5においても、私人に財政的負担を課す場合または他の主体との協力に必要な範囲でのみ法人格を与えるべきであるとされている。

4) 会計基準機構と独立行政機関・独立公的機関

レプチ報告書においては、信頼性の確保という観点から、会計基準機構の財源について、機構は、民間からのものを含め、十分な自己の資源を有するべきであり、イギリスのように、国庫補助金、企業への賦課金及び会計専門家からの拠出金という3つの財源を有すべきであるとされ、また、LOLFの17条によって導入された、プライベート・セクターからの拠出による協力資金 (*fonds de concours*)⁴⁰によって補完することも可能であると指摘されていたが (Lepetit [2007] p.7)、現段階では、国の予算によって賄われている。

また、上述したように、会計基準機構が採択した規則は、国璽尚書、司法大臣及び予算担当大臣の意見を聴いた上で、省令の形式での経済担当大臣の承認後、官報において公告されるものとされており、会計基準機構が採択した規則が直ちに拘束力を有することにはなっていないことから、会計基準機構は、公権力としての強制力を伴う決定権限を法律上有していない。したがって、会計規制委員会と同様 (Pochard [2001] p.306)、会計基準機構は、現在のところ、独立行政機関ですらないと解される。

もっとも、たとえば、*Colasse* と *Pochet* は、会計基準機構が国際的な会計基準設定の過程に参加していくにあたって、会計基準機構が独立していることの象徴的な

40 協力資金は、コンセイユ・デタのデクレによって定めることができるが、その支出は財政法によって定められなければならない。

徴候が会計基準機構の正統性を国際的な場面において確立することに寄与するであろうと指摘していた（Colasse and Pochet [2009] p.45）。そして、金融監督機構が独立行政機関とされたのは、規制対象の専門性ゆえに、対象となる業種を規制する政府の能力に限界があると認識されたことによるが（Pochard [2001] p.276; Frison-Roche [2006a] 1.1.10 et 1.1.11）、これは、会計基準機構の創設にも妥当すると論じた。すなわち、国際的な会計基準設定主体と議論するための十分な能力を政府は有しないことに鑑みると、効率性の観点から、独立行政機関が選好されるところとした。また、利害関係者の目から見れば、会計基準設定主体の独立性が信頼性確保のための主たる条件となり、独立性を有するという外観が重要であると指摘した。そして、構成員の独立性のみならず、機関の財務的独立性も確保されなければならないと主張した（Colasse and Pochet [2009] p.46）。そして、会計基準機構は十分な財源調達手段を持つとともに、十分な能力を有するスタッフをリクルートできる自律性を有する必要があるとし、金融監督機構は、財政的に自律性を有しており（金融通貨法典L.621-5-2条）、会長は、総会が定めた一般的枠組みの範囲内で、スタッフの雇用や解雇を決定でき、また、その報酬を決定できるものとされていること（金融監督機構に関する2003年11月21日デクレ第2003-1109号30条）を指摘していた（*See also* Frison-Roche [2006a] 7.1.9 et 7.1.10）。

そして、ColasseとPochetは、アメリカのサーベインズ・オックスリー法が、財務会計基準審議会の財源を会計専門家（団体）の負担金ではなく、上場会社に対する賦課金に求めるものとしたことに言及しつつ、会計専門家に、とりわけ、大規模会計事務所や大企業に、専門的及び財政的に依存することは、会計基準機構の実質的独立性を損なわないとしても、独立性に疑いを生じさせるおそれがあると指摘していた（Colasse and Pochet [2009] p.47）。そして、会計基準機構に独立公的機関の地位を与えることによって、会計基準機構の自己運営という問題は解消するし、少なくとも他の多くの独立行政機関と同様の自律権を与えることは可能であると主張していた。

Bibliography

- 奥山裕之 [2004] 「フランスの金融安全法」レファレンス2004年2月号：63-82
 清田雄治 [2008] 「フランスにおける「独立行政機関 (les autorités administratives indépendantes)」の憲法上の位置」立命館法学321・322号：1471-1501
 黒田全紀 = ラフィデナリヴ・ティアナ [1998] 「フランス・ドイツにおける会計基準設定主体

の動向」COFRI ジャーナル33号：62-80

白石智則 [2004] 「フランス金融安全法による監督機関の現代化」比較法学38巻1号：355-376

野村健太郎 [2003] 「フランス会計制度の研究」大分大学経済論集55巻2号：60-91

平松一夫 [1998] 「フランスとドイツにおける会計基準設定機関の国際化対応」会計154巻3号：1-11

ドゥ・リュイテール、ジオルジュ・バルテス（小津稚加子（訳））[2000] 「フランス会計標準化システムの改革」企業会計52巻2号：72-77

Chapus, R. [1999] *Droit administratif general*, 13^e éd., tome 1, Montchrestien

Colasse, B. [2005] La régulation comptable entre privé et public, in: Capron, M. (dir.), *Les normes comptables internationales, instrument du capitalisme financier*, La découverte: 27-48

Colasse, B. and C. Pochet [2009] The Genesis of the 2007 *Conseil National de la Comptabilité*: A Case of Institutional Isomorphism?, *Accounting in Europe*, vol.6: 25-55

Colasse, B. and P. Standish [1998] State versus market: Contending interests in the struggle to control French accounting standardization, *Journal of Management and Governance*, vol.2, issue 2: 107-147

Colasse, B. and P. Standish [2004] The development and decline of law in French accounting regulation, *Journal of Management and Governance*, vol.8, issue 4: 407-429

Frison-Roche, M.A. [2006a] Étude dressant un bilan des autorités administratives indépendantes, in: Gélard, P., *Rapport sur les autorités administratives indépendantes*, Tome II: Annexes, Office Parlementaire d'évaluation de la législation, n° 3166 Assemblée nationale, 12^{ème} législature/n° 404 Sénat, Session ordinaire de 2005-2006

Frison-Roche, M.A. [2006b] France, in: van Dam, C.C. (ed.), *Aansprakelijkheid van Toezichthouders, Deel II: Achtergrondstudies*, British Institute of International and Comparative Law: 272-280

Gélard, P. [2006a] *Rapport sur les autorités administratives indépendantes*, Tome I: Rapport, Office Parlementaire d'évaluation de la législation, n° 3166 Assemblée nationale, 12^{ème} législature/n° 404 Sénat, Session ordinaire de 2005-2006

Gélard, P. [2006b] *Rapport sur les autorités administratives indépendantes*, Tome II: Annexes, Office Parlementaire d'évaluation de la législation, n° 3166 Assemblée nationale, 12^{ème} législature/n° 404 Sénat, Session ordinaire de 2005-2006

Gentot, M. [1994] *Les autorités administratives*, 2^e éd., Montchrestien

Hoarau, C. [2009] The Reform of the French Standard-Setting System: Its Peculiarities, Limits and Political Context, *Accounting in Europe*, vol.6: 127-148

de Lauzainghein, C., J.-L. Navarro et D. Nechelis [2004] *Droit comptable*, 3^e éd., Dalloz

Lemarchand, Y. [2007] Comptabilité, in: Stanziani, S. (dir.), *Dictionnaire historique de l'économie-droit. XVIII^e-XX^e siècles*, LGDJ: 59-70

Lepetit, J.-F. [2007] *Proposition de réforme du dispositif français de normalisation comptable*

Pochard, M. (réd.) [2001] Considérations générales du Conseil d'État sur les autorités administratives indépendantes, in: Conseil d'État, *Rapport Public 2001, Les autorités administratives indépendantes*, Études & Documents N° 52, La documentation française

Sabourin, P. [1983] Les autorités administratives indépendantes, une catégorie nouvelle, *L'Actualité*

Juridique. Droit Administratif, 39^e année, n° 5: 275-295

Vedel, G. et P. Delvolve [1990] *Droit administratif*, tome 2, PUF

（ビジネス科学研究科教授）